

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

施策展開の方向性⑯

東京 2020 大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します

【施策の必要性】

これまで、オリンピック・パラリンピック競技大会は、開催した都市と国に大きな社会変革をもたらし、世界中の人们に勇気と感動を与えてきました。

オリンピック憲章では、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることが目的であると示されています。

また、オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学であり、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものとしています。

これらの内容は、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを定める「教育基本法」の「教育の目標」や学習指導要領の趣旨にも相通ずるものです。

このため、開催都市である東京都では、東京 2020 大会を児童・生徒の人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内全ての公立学校で展開し、児童・生徒の良いところを更に伸ばすとともに、弱みを克服するための取組を確実に推進してきました。

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施指針では、

- ① 自己を肯定し、自らの目標をもって自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間
 - ② スポーツに親しみ、「知」、「徳」、「体」の調和のとれた人間
 - ③ 日本人としての自覚と誇りをもち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間
 - ④ 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間
- を育成していくことを目指しています。

今後東京2020大会を経験した児童・生徒一人一人にとって、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを残す取組とすることが重要です。

そのため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」においては、「子供たち一人一人の心と体に残る、掛け替えのないレガシーの定着」、「学校における継続的な教育活動」、「家庭や地域を巻き込んだ取組による、共生・共助社会の形成」を推進していく必要があります。

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（指導部）

(1) オリンピック・パラリンピック教育の全校展開

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針（平成 28 年 1 月策定）に基づき、都内全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。各学校においては、

本教育を通常の教育活動に関連付け、年間35時間程度を目安として学校全体で組織的・計画的に展開している。

本教育では、共生社会形成に必要となる五つの資質を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進する。令和3年度は、前年度に引き続き、特に、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚の三つの資質の育成を重視していく。

また、今後、本教育が東京2020大会以降も継続した取組となるための仕組みを構築し、各学校一つ以上「学校2020レガシー」として教育活動を展開できるよう取組を推進する。

(2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校の顕彰

優れたオリンピック・パラリンピック教育を展開した学校を顕彰し、気運の醸成を図るとともに、その取組内容や成果を広く発信することで、各学校での取組の一層の促進を図る。

2 ボランティアマインドの醸成（指導部）

(1) 東京ユースボランティアの拡充

児童・生徒の発達段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」の計画的・継続的な活用を推進する。

3 共生社会の形成（指導部）

(1) パラリンピック競技応援校の指定

児童・生徒の障害者スポーツへの一層の理解促進と普及・啓発を図るため、次のとおり指定する。

ア パラリンピック競技応援校 10校

競技団体等と連携しながら選択したパラリンピック競技の観戦や体験、ボランティアへの参加等を行う。

(2) パラスポーツ指導者講習会の実施

障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催する。

(3) 被災地等との連携によるパラスポーツ体験交流

被災地等の中学生と都内の中学生が、障害者スポーツと一緒に体験するなどの交流を通して、他者を尊重し、ともに認め合う心を培う。

(4) ボッチャ交流行事推進事業

障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる障害者スポーツとして多くの学校が取り組んでいるボッチャを通した交流行事を推進することにより、地域全体で児童・生徒の障害者理解の促進に取り組むとともに、共生・共助社会の実現を図る。

(5) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

環境への取組（3R）について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

4 スポーツ志向の重視（指導部）

(1) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施

オリンピアン・パラリンピアン等を学校に派遣し、オリンピアン・パラリンピアン等との交流や競技体験を通じ、児童・生徒がスポーツや運動により一層親しむとともに、アスリー

トの考え方や生き方に触れることにより、自己実現に向けての努力や困難に立ち向かう意欲を培う。

5 豊かな国際感覚の育成（指導部）

(1) 世界ともだちプロジェクトの拡大

児童・生徒の豊かな国際感覚の醸成に向けて、大使館や地域の留学生、在京外国人、インターナショナルスクール等との具体的な交流を推進する。

6 「学校 2020 レガシー」の構築（指導部）

(1) 「学校 2020 レガシー」構築に向けた取組の推進

各学校が共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京 2020 大会以降も長く続けていく教育活動として「学校 2020 レガシー」を設定する。「学校 2020 レガシー」が児童・生徒の実態、地域性を鑑み、学校の特色となるよう、各学校の構築に向けた取組を推進する。

(2) 子供の競技観戦の実施

オリンピック・パラリンピック教育の一環として、都内の学校の子供たちが、東京 2020 大会の競技を、学校単位で直接観戦する機会を提供する。

7 優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）（再掲）

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

指定を受けた学校が、都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験の取組を推進する。

ア 「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「コーディネート事業」等の教育支援プログラムの実施

イ 巡回公演による芸術文化の鑑賞等

（例）オーケストラ、ミュージカル、オペラ、邦楽、和太鼓、合唱、演劇、歌舞伎・能楽、演芸・寄席、パントマイム、バレエ、ダンス、邦舞等

ウ ワークショップ等による体験・参加や作品の制作等

（例）民族音楽、作曲、染色、漆器、書道アート、文字絵、朗読、俳句、民謡、囲碁・将棋、食文化等

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

ア 文化部推進校及び文化部新設置推進校の指定

全国高等学校総合文化祭における開催部門の文化部を支援するため、新たに文化部推進校及び文化部新設置推進校を指定し、各校における文化部活動の活性化や他校への成果の普及を図る。

（ア）演劇部や合唱部等、全国高等学校総合文化祭の開催部門ごとに推進校を指定し、文化部活動を支援

（イ）開催部門のうち、都立高等学校で未設置となっている吟詠剣詩舞部や弁論部、マーチングバンド・バントワーリング部等を新たに設置する学校を支援